

和歌山県産和牛消費拡大対策事業補助金取扱要領

(通則)

第1 和歌山県産和牛消費拡大対策事業補助金の交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）、和歌山県産和牛消費拡大対策事業補助金交付要綱（令和7年4月1日畜第135号。以下「交付要綱」という。）及び本要領に定めるところによる。

(定義)

第2 この要領において「県産ブランド和牛」とは「熊野牛」、「紀州和華牛」のことをいい、その定義は交付要綱第2のとおりとする。

2 この要領において「事業実施主体」、「食肉事業者等」、「実需者」、「ロイン」及び「ロイン以外」とは、交付要綱第2に定めるところとする。

3 この要領において「通信販売」とは、県内店舗を介さず、メディアやインターネット等を通じて商品やサービスを広告し、電話やウェブサイト、郵便等の通信手段を利用して購入の申し込みを受ける取引のことをいう。

4 この要領において「個体識別番号」とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定する個体識別番号とする。

(食肉事業者等の事業実施手続き)

第3 事業に参加しようとする食肉事業者等は同意書（取扱要領第1号様式）及び消費拡大計画書（取扱要領第2号様式）を事業実施主体の定める期日までに提出するものとする。また、消費拡大計画書に記載する取組内容等は別表1及び別表2の補助要件を満たしているものとする。

2 消費拡大計画書には、食肉事業者等と実需者の双方が、本事業趣旨を理解した上で、別表1に定めるいずれか又は複数の取引に取り組む内容を記載するものとする。

3 食肉事業者等が自社で県産ブランド和牛肉を加工（委託加工も含む）し、実需者に販売する場合の要件は以下のとおりとする。

ア) 主たる原料が県産ブランド和牛肉であること。

イ) 加工に係る書類（加工指示書やレシピ等）があること。

ウ) 対象重量は販売した加工品を製造するために用いた県産ブランド和牛肉の重量とし、その重量が明確に分かる書類を作成すること。(ただし、スライス肉等(ステーキ状、ダイス状、スライス状に分割された肉。挽き肉は除く。)にあつては、実需者に販売されたスライス肉等の重量を対象重量とする。)

(食肉事業者等の事業進捗報告に係る手続き)

第4 事業に参加する食肉事業者等は当該年度の10月と1月に事業実施主体に対して、別途定める期日までに、和歌山県産和牛消費拡大事業進捗報告書(要領第3号様式)を提出すること。なお、上記期日までに事業が完了し、第5で定める書類を事業実施主体に提出している場合は不要とする。

(食肉事業者等の事業完了に係る手続き)

第5 事業に参加した食肉事業者等は消費拡大計画書に記載した取組が完了した後、速やかに事業実施主体に消費拡大結果報告書(要領第2号様式)を別表3に示す添付書類とともに提出すること。

(事業実施主体の業務内容事業の実施手続き)

第6 事業実施主体は、事業の実施にあたり、以下について対応すること。

- (1) 食肉事業者等から提出された当該事業の補助金の交付に係る書類等の取りまとめを行い、提出書類の内容を確認の上、要綱の定めに従い、県が別途定める期日までに提出すること。
- (2) 県と協議の上、当該事業への参画を希望する食肉事業者等に対し、事業趣旨や内容、要件、認定県産ブランド和牛の取り扱い可否等を考慮し、参画に必要な調整を行うこと。
- (3) 交付決定通知等を含む、当該事業に関わる食肉事業者等への連絡、調整、周知等に関する業務を行うこと。
- (4) その他、当該事業を円滑に行う上で必要な業務を行うこと。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

別表 1（第 3 関係）

補助金の対象となる取組の内容	補助金の対象となる重量
ア) 県産ブランド和牛肉の既存取引の実績がなく、当該年度より新規に取引が開始する取組であること。	ア) 当該年度内において新規に取引が開始された部位の販売重量
イ) 県産ブランド和牛肉の既存取引の実績はあるが、当該年度より既存取引とは異なる新規の内容で取引を開始する取組であること。	イ) 新規の内容で取引が開始された部位の販売重量 ※ただし、新規の内容が「新たな部位の取引を開始する取組」の場合は、昨年度の県産ブランド和牛肉の取扱重量（既存部位）と今年度の取扱重量（既存部位＋新規部位）の差分（＝増加分）の内、新規部位の取扱いによる増加分を補助対象とする。

注) ただし、上記に該当する取組内容であっても、通信販売による取組だけの申請は不可とする。また、通信販売による申請金額は全体の申請金額の1/3以内（通信販売以外の取組による申請金額の1/2以内に相当する額）とする。

別表 2（第 3 関係）

項目	補助要件
実需者	主に県内の消費者に対し、県産ブランド和牛肉を直接販売・提供する小売、外食、宿泊施設等とし、以下のいずれにも該当しないこと。 ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）。 イ) 代表者が暴力団員等（暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者。 ウ) 暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者。
対象和牛肉	事業の対象となる県産ブランド和牛肉は以下の全てを満たしていること。 ア) 認定を受けた県産ブランド和牛肉であること。さらに販売される県産ブランド和牛肉は、仕入先が明確に分かるもので、食肉事業者等が所有する県産ブランド和牛肉に由来するものであること。 イ) 実需者に対して販売された「ロイン」、「ロイン以外」又はその両方であり、当該年度 4 月 1 日から当該翌年 2 月末までに販売されたものであること。 ウ) 食肉事業者等が行う取引の中で、当該事業に係る取引が伝票上、明確に区分できるものであること。 エ) 当該年度 4 月 1 日以降にと畜された県産ブランド和牛に由来するものであること。 オ) 国庫補助事業等、その他補助事業の対象となっていないこと。

申請下限重量	300kg（事業実施期間内に複数回の販売合計が 300kg 以上となる計画であること）
販売期間	当該年度の 4 月 1 日から当該年度翌年の 2 月末まで

別表 3（第 5 関係）

必要な添付書類	必要事項
仕入伝票	当該事業に係る県産ブランド和牛肉を仕入元（食肉市場や卸売業者）から購入したことが分かり、個体識別番号が確認できるもの。
販売伝票	当該事業の対象となる県産ブランド和牛肉の販売内容が確認できるもので、販売元（食肉事業者等名）、販売先（実需者名）、部位、（部位ごとの）重量、販売日、個体識別番号の記載があるもの。
県産ブランド和牛の認定書の写し	当該事業の対象となった和牛肉が、正式な認定を受けた県産ブランド和牛肉と確認できるもの。
販売確認書類	実需者との取組の実態や実績が正確に確認できるものであり、消費者に提供されていることが分かる書類（提供メニューの写し、販売実績写真等）。
加工工程表	（加工品を販売した場合） 食肉事業者等が仕入れた当該事業の対象となる県産ブランド和牛肉を実需者へ販売した取引により生じた加工工程（枝肉→部分肉、部分肉→部分肉、部分肉→スライス肉等）が確認できるもの。（加工日報や製造ロット管理簿等）
事業実施前年度及び実施年度の県産ブランド和牛肉の取扱実績を示す資料	（新規の内容が「新たな部位の取引を開始する取組」の場合） 事業実施前年度（4 月～翌年 2 月）及び事業実施年度（4 月～翌年 2 月）の県産ブランド和牛肉の取扱重量が確認できる書類
その他	当該事業が適正に行われていることを確認するために知事が必要と認めるもの。